

採用条件など

採用予定	薬学系（大学、院卒）：若干名 化学、工学、農学系（高専専攻科、大学、院卒）：若干名 化学・物質工学系（短大、高専卒）：若干名				
職 種	開発部門、製造部門、品質保証部門				
給与区分	月給制（大学・大学院の場合）、日給月給制（高専・短大の場合）				
初任給 (2017年度)		高専・短大	大学	大学院	備考
	基本給	127,500	159,500	167,200	
	住宅物価手当	36,700	36,700	36,700	勤務地により異なる
	食事手当	14,300	14,300	14,300	出勤日数により異なる
	合計	178,500	210,500	218,200	
その他手当	通勤手当、時間外手当、家族手当 など				
賞 与 (2017年度)	初年度	： 年1回（12月） 基本給の3.0ヶ月			
	2年目以降	： 年2回（6月、12月）基本給の6.74ヶ月			
昇 給	年1回 4月（2017年度実績2.3%）				
退職金	退職金支給規程による				
勤務時間	事業所	： 8：30～17：10		実働	7：20
	本 社	： 9：00～17：50		実働	7：50
休 日	日曜、祭日、創立記念日、年末年始休暇、特別休暇 年間所定労働時間を基準としてスケジュール化 (2017年度年間休日数) 事業所：104日、本社：122日				
各種保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険				
福利厚生	従業員持株会制度、越後湯沢保養所、慶弔見舞金制度、 社員親睦団体補助制度、社員貸付金制度				
労働組合	なし				
配属予定先 及び最寄駅	いわき事業所	： JR常磐線 湯本駅			
	福岡事業所	： JR筑豊線 筑前垣生（ちくぜんはぶ）駅			

会社説明会・工場見学など

会社説明会	なし（会社訪問・工場見学で個別対応します）				
会社訪問 工場見学	随時受付（要事前予約）希望者は電話、電子メール等で予約をしてください				
	本社	： 経営管理次長 渡辺（わたなべ）		電話	03-6273-4621
	いわき事業所	： 事業所長 三藤（みとう）		電話	0246-43-5200
	福岡事業所	： 事業所長 田中（たなか）		電話	093-246-1971
	電子メール	： saiyou@sogo-pharma.co.jp			

採用試験など

応募方法	当社ホームページよりエントリー後、書類送付				
応募期限	当社ホームページに記載（薬剤師資格取得（予定）者は随時応募可） （第1期募集：4月13日締切予定、第2期募集：6月8日締切予定）				
送付先	本社 経営管理部総務課宛				
必要書類	履歴書、成績証明書、健康診断書、卒業見込証明書				
選考方法	書類選考後、選考試験を実施				
選考試験 (1次)	内 容	： 筆記（国語、数学、英語、化学）、および面接を予定			
	場 所	： 本社、いわき事業所、福岡事業所			
	試験日	： 詳細は応募者に連絡			

最新情報については、ホームページ上に掲載しておりますので、ご確認ください。

(2018.02 現在)

求 人 票

(2019年4月入社 新卒者対象)

会 社 名	そうごやっこうかぶしきかいしゃ 相互薬工株式会社
代 表 者	代表取締役社長 鷲尾 佳文
設 立	1955 (昭和30年) 年 4月 5日
本社所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビル 電話 03-6273-4621
事業内容	医薬品原薬、医薬中間体、動物用医薬品、化粧品原料、化成品、工業薬品 および電子材料の製造・販売
資 本 金	2億円
上場区分	非上場
従業員数	121名 (男子103名、女子18名) (2018. 1. 1現在) 〔大卒以上 男子76名(うち院卒28名)、女子10名(うち院卒5名)〕 薬剤師免許所持者7名
年 商	45億8400万円 (2017. 3.31実績)
事業所	いわき事業所：〒972-8312 福島県いわき市常磐下船尾町蛇並28-3 電話 0246-43-5200 福岡事業所：〒809-0003 福岡県中間市大字上底井野字曾根ヶ崎408-1 電話 093-246-1971
関係会社	株式会社ソーゴ・トレーディング 十倍速(上海)貿易有限公司(中華人民共和国) 湖北相和精密化学有限公司(中華人民共和国)
U R L	http://www.sogo-pharma.co.jp
採用担当	本社 経営管理部 総務課長 渡辺 saiyou@sogo-pharma.co.jp
会社の特色	<ol style="list-style-type: none"> 1. 堅実な経営： 派手さはありませんが、内部留保が厚く、きわめて健全な財務体質をほこっています。 2. 研究開発型企业： 当社の有機合成の技術・研究開発力は業界においても高く評価されています。電子材料、機能性化粧品原料の研究など最先端の技術を有してします。 3. 積極的な設備投資： 時代の進歩の早さに対応するため、医薬品製造のためのGMP対応設備・世界初の光反応設備・高度な管理が要求されるステロイド剤生産設備など最先端の設備をいち早く取り入れています。 4. 離職率の低さ： 離職率は比較的lowく、長期に渡って勤続する社員が大多数を占めています。 5. 社会を陰で支えています： 当社の製品は、社会で直接目にすることはありません。しかし最終製品の状態では、様々な医薬品、化粧品(資生堂、ロレアル、Dior)、家電製品など比較的身近な所に使われています。

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	相互薬工株式会社	求人番号			記入日：平成 30年 2月 1日
------	----------	------	--	--	------------------

1 募集・採用に関する情報

		企業全体の情報			【 】に関する情報		
		前年度 (H29)	2年度前 (H28)	3年度前 (H27)	前年度	2年度前	3年度前
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	5 人	1 人	3 人			
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	0 人	0 人	0 人			
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	5 人	1 人	1 人			
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	0 人	0 人	2 人			
③	平均継続勤務年数	17.3 年			年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	41.6 歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	新入社員研修、安全衛生研修、フォークリフト技能、等
②	自己啓発支援の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	通信教育受講に関する助成制度
③	メンター制度の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

		企業全体の情報		【 】に関する情報	
		女性	男性	女性	男性
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	8.3 時間		時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	13.8 日		日	
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 0 / 0 人	男性 0 / 3 人	女性 / 人	男性 / 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0 %	管理職 0 %		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、貴学における求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 相互薬工株式会社
 事業所所在地 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
 代表者名 代表取締役社長 鷲尾佳文



以下の内容に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

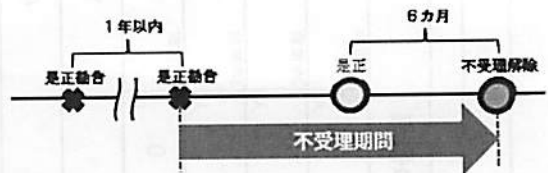
チェックシート

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL280820派若01）により確認し、理解しました。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



*男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。